

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷一十四第

行發日一月七年十和昭

## 論 叢

民族の周流 ..... 文學博士 高田保馬

官吏と課税 ..... 法學博士 神戸正雄

部落協議費の研究 ..... 經濟學博士 汐見三郎

## 時 論

輸入割當制に關する一理論 ..... 經濟學博士 谷口吉彦

## 研 究

ベルギー・フランの切下に就いて ..... 經濟學士 松岡孝兒

商業生産説の諸性格 ..... 經濟學士 松井清

ディーチェル公債論の發展 ..... 經濟學士 島 恭彦

## 説 苑

産物方について ..... 經濟學博士 本庄榮治郎

海外移住民考 ..... 經濟學士 青盛和雄

ワールの農業經營集約度概念について ..... 經濟學士 小泉 所

## 附 録

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

## 説苑

### 産物方について

萬延元年の産物會所計畫

本庄榮治郎

一

幕末において幕府が産物會所の設立を計畫し、從來商人に壟斷せられてゐた商權を回收して、財政の窮乏を救ひ、或は物價調節に資せんとしたことは曾て私の論じた所であり、その例としては本誌第三十二卷二號に於て、安政二年十一月及び慶應元年十一月の二例を説明したが、更にその後本誌第四十卷一號に於て、國益主法掛に於ても文久元年一月に産物會所設立の計畫を立て、翌二年五月に會所の設立を見たが、産物會所としての機能を実現するに至らず、單に國益主法掛の執務のために用ゐられたに過ぎぬものの如くであつた

ことを説いた。最近入手した寫本「外國貿易諸色一件、乾の下」には萬延元年に産物方と稱する一局を設置すべき意見が見えてをり、且その意見書によれば、昨年即ち安政六年にも産物會所取建の建議があつたやうである。安政六年の計畫についてはその詳細を知り得ないのを遺憾とするが、以下萬延元年の産物方についてその経過を述べやうと思ふ。

二

萬延元年三月外國掛大目付（久貝因幡守、伊澤美作守）目付（駒井山城守、松平彈正、黒川左中その他）から産物局の設置を建議したが、その趣旨は安政六年五月の神奈川開港以來物價騰貴し、錢相場も引上げ、上下共に未曾有の困窮に陥つたが、その原因は全く貿易の開始にある。之によつて公儀は公然利益を占め、諸民の怨府となつてゐる如くであるが、内實は貿易のための費用も莫大であり、その償も出來ず、將來の費用も見當がつかず、國家の安危之に繋かれる如くであるから、一方には諸家の疲弊を救濟する名目にて産物の配給に干

涉を加へ、傍ら貿易を試むることを名目として海軍の擴充をはかるべきである。之がためには昨年建議した産物會所を設置すべきであるが、それに就ても産物方と稱する一局を設け、勘定方、外國方并に三港奉行支配向等共同し町方御目付も立會ひ、天領は勿論大名領地の産物仕入方便宜の筋を調査し、産物高に應じて公儀の船を以て運送せば、自然商法の利害得失も分明し、貿易上の駈引の助ともなり、第一御國內産物産出額の實數も明かとなるから、その上にて支那へ出貿易を試むるならば彼地の模様次第にて貿易の取組も盛となり追々航海も盛んとなるべき時勢であるから、公儀の船が絶えず周海を通航せざれば自然不取締のことも出来やう。當今の時節柄、名義正しからざれば却て天下の不平を招くやうにもなるから、上述の如き仕法を早々實行して貰ひたい。方今國家多事、狂瀾怒濤の風に乘じて來る如くであつて力を以て抗し難いから、徐々に其勢を挫き風波治るの時を待つて消長所を易ふるの策に出てなければならぬ。然る上は速に持久の策を立つ

産物方について

るに非れば、狂瀾のため覆没せしめらるる惧がある。前述の方策を採用せらるゝならば、海軍の擴充等に於いては尙巨細取調の上、上申することとしたいといふに在つた。今試みにその全文を掲出すれば次の如くである。

『御開港後は日増に物價騰踊殊金銀座貨幣御引換滞録相場も引上、彼此の差引にて上下困窮前代未聞の事に有之、其本を推原致し候得は貿易御開故の儀にて、仕官のものはこれか爲怨望の色相見、細民の其筋は不關者はこれか爲飢色有之、獨公儀は公然御利益の名有之、御利益の名は其實怨の府と被爲成、加之内實の御費は莫大の儀其等償は未だ御見据無之而已ならず、尙後來の御費其數御見留無御座、是又前代未聞の事に可有御産、國家の安危無策には無御座候得とも、悠優無斷終如何共難爲に至り候事、百世の前治亂一轍誠可歎且可畏義と奉存候間、差向諸家の疲弊御救を名と致し、産物の御世話有之、傍商法御試を名と致し海軍の御備相立候様仕度、右は昨年中も申込候産物會所御取建相成、尤右に付而は産物方一局御取設相成、御勘定方外國方並三港奉行支配向等打混、町方御目付立合、御料は勿論私領産物仕入方便宜の筋取調、産物品當に應じ公儀御船大小を以運送致し候得は、自然商法の利害得失相分貿易筋駈引の助も不少、第一御國內産物出高實數の取調出來、然上に

而兼々中上候通支那へ仕出船の御沙汰有之候得は彼地の模様次第貿易取組も心丈夫に出来可仕、追々湊數も相増、諸家の大船も出来可仕折柄に候得は、公儀の御船不絶周海通航仕候様不相成候而は自然不取締の儀出来可仕、夫是以當今の御場合は名義正敷御措置無御座候而は、反て天下の不平を被爲招候様可相成奉存候間、前文御趣法早々御治定被仰出可然奉存候、方今國家多事の勢狂瀾怒濤の風に乘して來るかごとく、力を以難争、但徐に其勢を挫き風波治るの時を待、消長所を易候策ならては被行中間敷、然上は速に持久之策御英斷無御座候而は、終に狂瀾の爲覆没の外有御座間敷、前文持久之策萬一にも御採用相成候上は、海軍御備向等の儀は尙巨細取調申上候様可仕、大綱不相立内の建議は却而空言と罷在、天下の事おのつから次序前後有之物に候得は差向大綱而已申上候義に御座候、右は私共一統反復評議仕不願思召此段申上候、以上

三月

久貝 因幡 守

伊澤 美作 守

駒井 山城 守

松平 彈正

黒川 左中

鳥居 權之助

小倉 九八郎

右の建儀に對し勘定奉行松平式部少輔、松平出雲守勘定奉行格塚越大藏少輔、勘定吟味役勝田次郎、福田八郎右衛門からの意見が閏三月に答申されてゐる。それによれば、右の建議は尤のことであるが、産物會所取建は極めて大業であり、從來市中許多の商人の手に取扱はれてゐた分を一纏めに會所へ受込、取捌くには如何なる主法にて行ふべきであるか。差當りその財用も考へなければならぬ。尤諸荷物を會所へ積付、入札拂にせば物價平準の法は十分立ち難くとも、一體に輕便に事が運ぶやうであるが、それにも諸國産物悉皆一纏といふことは莫大の事であるから、先づ試に諸家領分産出の分のみを取扱ひ、之によつて可否得失を篤と取調べた上でなくては手を下し難いことであらう。

『乍去是迄とは御時勢も替り、いつれにも物價高低の權商賈の手に歸居候姿にては不都合に付、會所取建方等の儀衆儀を盡し候方哉と奉存候間』天目付、御目付、町奉行、外國奉行等へも見込御尋ねの上尙御下問を得て答へやう。

支那へ商船を仕立てることは先達て外國立合役々外國奉行一同連名を以て再度申上し趣もあり、外國貿易も開始されたことであるから、居ながら彼の求に應ずるのみにては不都合であり、且『彼國香港等にて外國交易の振合にも見分爲仕候はゞ御爲筋にも可相成』殊に唐國出產の品は西洋の諸品と異り、紗綾縮緬其外織物を初め糸類藥種類等我國有用の品も少くない。近來長崎表支那船入港少き趣であるから、右品々彼國より積歸らば我國産を補ふこともなり、又國産にも支那へ向くものがあり、彼我共に便利であるから先般の建議の筋も熟慮せられ、支那へ商船を仕立てることを仰せ出されたい。と述べてゐる。

#### 四

五月には外國奉行溝口讚岐守、酒井隱岐守、堀織部正、竹本圖書頭、水野筑後守等からの答申書が提出されてゐる。その趣旨は次の如くである。

『諸國産物の御世話有之、右會所取建、商法仕組御試旁支那え商船御仕出し相成、且海軍の御備相立候様仕

産物方について

度との儀、時勢至當の儀』である。支那へ出貿易を試むることは、昨安政六年六月中外國御用役人中にて評論を盡し上申したこともある。諸國物産會所の儀は江戸京坂は勿論其他運漕便利の地に之を設置し、諸家領分の産物も地方々々より右會所へ積廻し、『勿論元方より商人直引合等前々仕來の姿は先其儘に被差置候様仕法相立候得は、御國內融通差支無之』尤會所取扱品は諸掛り等を成るべく減し、將來は諸國の物産がすべて會所へ積向けらるるやうにせば、國産品の總産額も分明し、豊凶時々の相場によつて配給を統制し、海外溢出をも押へ易く、且商人の締賣締買の弊も止み、謂はれなく物價を引上ぐる如きこともなくなるであらう但、右會所の役人が『物産等も巧者にて深く經濟に心を用ひ候廉直のもの』でなくては、これまでよりも一層弊習を増すこともないとは限らないから注意を要する。又從來諸國の産物は、年來の生産高を見込、商人より金錢上の融通を受けてゐるものが多く『元方の品物多分は前年商賈ともの手に買入置候姿に相成居候や

に有之候間、右を會所へ直廻し爲致候には、商人取引の算勘一時に相立不申候へは双方共に事實差支筋有之』従つて多分の御下金等がなくては行はれ難かるべく、かくては莫大なる出金を要するから、寧ろ連々に引附ける仕法を考へ、其法を定めて後着手するやうにした。右は町奉行、勘定奉行、同吟味役等の見込もあることであるから、夫々下問せられ、參考の上、御英斷を乞ふ。

要するに出貿易には賛成であるが、産物會所の設置には難色があつたものと見なければならぬ。

## 五

更に六月には町奉行池田播磨守、石谷因幡守から答申があつたが、それによれば、此度の建議は『時勢至當の建議にて、諸産物の取締は勿論、海軍の御備向に付ては、何れ右等の御處置無御座候而は相成申間敷候得共』從來一ヶ年に諸國より御府内問屋共へ積送りし荷物だけでも夥敷金高に上るのであるから、諸産物を一纏に會所へ引寄せ取捌くは容易ならざる大業であつ

て、海難その他經費の見當が付かないのみならず、簡易の仕法を立つるにしても、役人の手を経ることであるから、自然すべて取扱が手重になり、物價益騰貴するやも計り難い。然しながら産物會所御取建の上、御料は勿論私領産物仕入便宜の仕法が駈と判明せずしては可否を論し難きにつき、大目付御目付の建議の趣然るべきことと思召さるゝ場合は、右仕法取調方の儀巨細に申上ぐる様仰せ渡されては如何であらうか。又支那へ商船仕出の儀は勘定奉行より申上し通り外國の求に應ずるのみにては缺乏の品を補ふ途なく、且彼國の貿易の様子を見聞せば、必ず御爲になるべきこともあらうから、御國益主法掛<sup>\*</sup>へ御下問ありては如何であらうかと述べてゐる。即ち右によつて明かなる如く産物會所についても支那貿易についても猶詳細なる取調をなすべきことを述べてゐるが、文意の上から見れば産物會所に對しては反對の色彩があり、支那貿易については賛成の色が寧ろ濃いものと見ることが出來やう

## 六

\* 御國益主法掛については本誌第四十卷一號拙稿「國益主法掛」について参照のこと。

萬延元年三月外國掛大目付御目付からの産物方の設置及支那出貿易の建議は以上の如き経過を辿り、各方面の評議を盡したが、結局議が纏まらず實現を見ずして終つたものである。

この建議及答申書に於いて『産物方と稱する一局』といふ語と『産物會所』『物産會所』といふ語とが共に用ひられてゐるから、産物方又は産物局といふも、それは畢竟從來からの産物會所といふと同義と解して差支はない。而し産物會所の設置については既に述べた如く之より以前にも屢建議があつたのであつて、必ずしも新規の計畫でないことはいふ迄もないが、かゝる計畫が屢々論せられたことは、當時の財政經濟上の状態を示すものとして重要性を有するものであらう。

また右の建議に於て支那への出貿易を説き、又それによつて海軍の擴充に資せんと言へることは特に注意すべきことであらう。尤、右の建議によつて前年にも同様の意見があつたことは推測し得る處であるが、何れの答申書に於ても産物會所の方は意見區々に岐れ、

あまり賛成でもないやうであるに拘らず、支那貿易の方は寧ろ賛成で異議なきやうに考へられることは、徳川初期以來の鎖國と對照して甚だ興味あることである。蓋、安政以後開國思想が盛んとなり、幕府當路者中にも出貿易をなさんとする考を生ずるに至つたことは、或は當然のこととも考へられるが、之を軍備の充實と關聯せしめて居ることも時勢の變を見るに足るものがある。